

久喜市議会  
平成25年11月定例会  
議員提出議案

# 議 案 目 録

議員提出第8号	久喜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例……………	1
---------	------------------------------------	---

議員提出第8号

久喜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年11月28日

提出者 久喜市議会議員

猪股和雄

山田達雄

石川忠義

戸ヶ崎博

木村奉憲

久喜市議会議長 鎌田忠保様

久喜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

久喜市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年久喜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の収支報告書は、1会計年度に交付された政務活動費について4回提出するものとし、その提出期間は次のとおりとする。

第1回 当該年度の7月1日から7月31日まで

第2回 10月1日から10月31日まで

第3回 1月4日から1月31日まで

第4回 翌年度の4月1日から4月30日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

政務活動費に係る収支報告書の提出について、より明確にするため、この案を提出するものであります。